

○ 男鹿地区消防本部再燃火災防止要綱

平成 20 年 5 月 23 日

要 綱 第 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、火災現場における再燃火災の防止について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鎮圧 消防隊等の火災防ぎょ活動により延焼拡大の危険がなくなったと現場最高指揮者が認定したときをいう。
- (2) 残火処理 鎮圧後、残火を点検処理し、鎮火に至るまでの活動をいう。
- (3) 鎮火 現場最高指揮者が焼き状況を見分して、再燃のおそれがないと認定した時点をいう。
- (4) 現場保存区域 火災原因調査等の必要上、保存すべき区域をいう。
- (5) 警戒 消防隊等が現場を引揚げたのち、再燃火災を未然に防止するため再び火災現場に出向し、残火処理活動を行うことをいう。
- (6) 関係者等 火元建物、類焼建物等の所有者、管理者又は占有者若しくは現場最高指揮者が必要と認めた者をいう。

(現場指揮者)

第 3 条 現場指揮者は、消防隊を指揮監督し、再燃火災の防止に努める。

(再燃火災防止の手順)

第 4 条 再燃火災防止の手順は、次のとおりとする。

- ① 現場到着 → ② 消火活動 → ③ 鎮圧 → ④ 残火処理 →
- ⑤ 鎮火 → ⑥ 現場保存区域 → ⑦ 現場引揚げ → ⑧ 警戒

(残火処理区域の決定)

第 5 条 現場最高指揮者は、残火処理活動を効率的に行うため、消防隊等ごと残火処理区域を指定し、木造建物にあつては焼け止まり付近、耐火建物にあつては直上階段等に対する延焼危険箇所を重点区域とし、指定しなければならない。

2 現場最高指揮者は、小火、消防隊等到着時すでに消火活動の必要ない火災その他焼損程度が軽微な火災においても、残火処理活動を行う消防隊等を指定しなければならない。

(安全管理)

第 6 条 残火処理活動を指定された消防隊等の長（以下「隊長」という。）は、残

火処理活動を行う段階において、建物等が危険な状態になっていることが多いことを周知徹底させ、壁体、柱等の倒壊、床、瓦等の落下、転落等及び危険物の把握等を具体的に隊員に指示しなければならない。

(残火処理活動)

第7条 隊長は、残火処理基準に基づき、残火処理チェックカード(第1号様式)により残火の確認を行い、資機材を効率的に活用して、迅速、的確な残火処理活動を実施しなければならない。

(残火処理活動時の留意事項)

第8条 現場最高指揮者は、残火処理活動の破壊作業をするときは、努めて関係者の承諾を得たのち行わなければならない。ただし、関係者が不在のため承諾が得られない場合は、現場に在る警察官その他状況を立証できる者と協議の上必要な措置を講じ、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 破壊箇所は、作業が容易で、最大の効果が発揮できる部分とする。

(2) 破壊範囲は必要最小限に止める。

2 残火処理活動のための注水活動は、消防対象物に適応した注水方法により効率的に行うとともに、水損防止等に努める。

3 可燃物又は焼残物の搬出については、布団、マット、繊維等再燃のおそれのある物品は、必要に応じて屋外の安全な場所に搬出して残火処理活動を行う。また、倉庫、材木置場等大量可燃物の集積場所における可燃物又は焼残物の搬出には、必要に応じ関係者の協力を求め効率的な残火処理活動を行う。

(残火処理チェックカードの提出)

第9条 残火処理活動を完了した隊長は、残火処理チェックカードを現場最高指揮者に提出しなければならない。

(協力依頼書の交付)

第10条 現場最高指揮者は、消防隊等が火災現場を引揚げるとき再燃火災防止のため必要ある建物等の関係者に対して、協力依頼書(第2号様式)を交付し協力を求めなければならない。

(警戒)

第11条 消防署長は、火災警戒、又は異常気象(強風、乾燥注意報)が発令中若しくはその他必要と認めた場合は、消防隊等に警戒を行わせなければならない。この場合残火処理基準に基づき点検を行うとともに、警戒時点検記録表(第3号様式)により記録しておくものとする。

2 警戒体制は、おおむね48時間体制で行うものとし、状況等により変更する。

(再燃火災の発生)

第12条 消防署長は、再燃火災が発生したときは、再燃火災発生報告書(第4

号様式) に警戒時点検記録表を添付し、直ちに消防長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

残火処理基準

構造別	特に残火生じ易い場所	点検要領	搬出・破壊要領	
木	屋根、小屋裏、天井裏、床下	点検口（押入れの天井部分等）等から内部を視認する	小屋裏、天井裏及び床下の点検には、天井、床等を一部破壊する。	
	家具類（タンス等）戸棚の裏側	移動させて火気及び煙の有無を確かめ、更に内部の収容物を確認する。	1 収容物のうち衣類、書籍等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。 2 家具類、戸棚等を移動し、必要に応じ破壊器具等により局部を破壊する。	
	押入れ、戸袋等	1 収容物を引出し、内容物を視認して火気及び煙の有無を確かめる。 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。	1 収容物等で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等必要な措置を講ずる。 2 小屋裏の点検は、天井、壁等を一部破壊する。	
	暖房等の火気使用施設周囲の鉄板張内装裏面及び煙突の貫通部分等	変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる。	変色部分等の表面温度の高い部分及び煙突の貫通部分を破壊器具等により局部破壊する。	
	造	瓦下地等、畳の合せ目等	1 焼け止まり箇所等を視認する。 2 畳で焼きの深いものは床板まで焼き抜けているか確認する。	1 畳で焼きしているものは、屋外の安全な場所に搬出する等の必要な処置を講ずる。 2 屋根の点検は、瓦及びその下地等を一部破壊する。
		柱、梁、合掌等のほぞ部分等	1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する。2 通し柱等に焼きがある場合は、小屋裏、天井裏まで確認する。	必要に応じ、けん引ロープ等により柱、梁等を転倒、落下させる。
焼き堆積物等		堆積物内部の火気を確認する。	1 可能な限りとび口等で堀越し又は堀越しを行う。 2 化学製品等で注水、加熱等により発熱の危険性あるものは、できる限り屋外の安全な場所に搬出する。	
木造	布団、マット、繊維類、紙、木材、木くず	深部に残った火気を素手で触れる等して確認する。	消火器等で消火したもの、又は変色しているものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出す	

			る。
	強い加熱を受けた部分 風下消防対象物の飛火 危険箇所等	変色又は強い過熱を受けた と予想される部分を素手で触 れて温度を確かめる。	1 変色又は受熱温度等から必 要に応じて破壊器具等で一 部を破壊する。 2 布団、繊維類等深部に火気 が残り易いものについては、 できる限り安全な場所に搬出 する。
防 火 造	モルタル等壁の二重壁 内等	変色又は強い加熱を受けた と予想される部分を素手で触 れて温度を確かめる。	必要に応じ、破壊器具等に二 重壁の一部を破壊する。
	そ の 他 木 造 及 び 耐 火 造 に 準 じ る 。		
耐 火 造	ダクト、パイプスペース 等のたて穴部分等	1 点検口等から内部を視認 する。 2 直上階等へのたて穴部分 等埋戻しの有無を点検す る。	1 押入れ等の収容物を引出 し、たて穴等の有無を確認す る。 2 ダクト等の一部を破壊する。
	ダクト、パイプ等の壁体 並びに床貫通分の仕舞 材及び埋戻し箇所等	1 点検口等から視認する。 2 変色部分等の表面を素手 で触れて温度を確かめる。	ダクト、天井、側壁等の一部を 破壊器具等により破壊する。
	そ の 他 木 造 及 び 防 火 造 に 準 じ る 。		

残火処理チェックカード

火災番号		鎮火 決定者		作成者	
残火処理 終了日時	年 月 日 時 分			残火処理 の必要性	有 ・ 無
処 理 対 象 物	名称		占有者等氏名		
	構造	木 ・ 防 ・ 簡 ・ 耐 ・ 他	用途	処理階	階
番号	点 検 箇 所		点検 結果	備 考	
1	屋 根 等				
2	小屋裏等				
3	天井裏等				
4	壁 体 等				
5	床 等				
6	畳 等				
7	柱・梁等				
8	押入・戸袋				
9	ダクト等				
10	パイプスペース等				
11	火気施設等				
12	布団・マット等				
13	家具等				
14	ロッカー等				
15	書籍等				
16	繊維・紙・木材等				
17	焼き堆積物等				
18	そ の 他				
18	そ の 他				
18	そ の 他				
18	そ の 他				
立会者	氏 名		区分	所 ・ 官 ・ 占 ・ 他	

- (注) 1 点検し異常なしと判定した場合 ○
 2 点検の必要ないと判定した場合 ×
 3. 点検箇所が存在しない場合 /

第2号様式

(控)

交付日時	年 月 日 時 分 頃	No.		
対象物	住所 名称	占有者等氏名		火災番号
受領者		受領者 区分	所・管・占・他	交付者

----- キリトリ線 -----

No.

年 月 日

様

男鹿地区消防署長

消防隊の現場引揚げ後は、つぎのことについて、
特に配慮していただくよう、ご協力願います。

1. 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し、鎮火と決定しました。
しかし、焼け跡及びその周辺は、通常の場合と異なり、予見できない事由により再出火等の事故発生の危険がありますので引き続き、警戒を行って下さい。
2. 現場保存等のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。ただし、緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必要な措置を講じて、119番又は下記の連絡先に通報してください。
3. 異常と思われる事象に気付かれたときは、すみやかに下記の連絡先へ通報してください。

連絡先

男鹿地区消防本部

電 話 0 1 8 5 - 2 3 - 3 1 3 9

0 1 8 5 - 2 3 - 3 1 1 9

第3号様式

警戒時点検記録表

出火日時	年 月 日 時 分ごろ
鎮火日時	年 月 日 時 分
出火場所	
責任者職氏名	
警戒消防隊等及び隊長名	
警戒概要 (危険箇所及びその具体的処理)	

第4号様式

再燃火災発生報告書

出火年月日	年 月 日	火災種別		管区別		火災区分	延焼:小火		再燃火災発生概要(1次火災時の残火処理活動及びその処置を含む)		
出火場所											
責任者職氏名	職業	氏名				年齢					
1 次 火 災				再 燃 火 災							
覚知別		覚知時分	時 分	覚知別		再燃経過時間	時 分	覚知時分	時 分		
出火時分				出火時分							
鎮火時分				鎮火時分							
所要時分				所要時分							
焼損被害程度				焼損被害程度							
原因				再燃箇所(原因)							
活動状況				活動状況							
消防隊最終引揚時分				関係者及び付近住民の消火協力状況							
最終引揚消防隊											
協力依頼書交付者氏名											
										検討会結果及び教訓	